

議案第40号

小金井市社会教育委員の委嘱について

小金井市社会教育委員の設置に関する条例第1条に定める小金井市社会教育委員(第28期)を別紙のとおり委嘱する。

平成27年8月25日提出

小金井市教育委員会

教育長 山本 修司

(提案理由)

小金井市社会教育委員が、平成27年9月8日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別 紙

小金井市社会教育委員候補者名簿（第28期）

任期 自：平成27年9月9日

至：平成29年9月8日

氏 名	所 属・推 薦 団 体	委 員 歴	摘 要
ふるいえ 古家 義伸	小金井市立小中学校長会 (本町小学校校長)	社会教育委員2期	各学校の長
きたむら 北村 景子	小金井市立小中学校 PTA 連合会	新規	社会教育関係団体
はらしま 原嶋 和男	公益財団法人 小金井市体育協会	社会教育委員2期	社会教育関係団体
いしだ 石田 静子	国際ソロプチミスト 東京一小金井	社会教育委員2期	社会教育関係団体
じょう 城 瑞枝	小金井市文化連盟	新規	社会教育関係団体
ながさか 長坂 寛	NPO法人小金井雑学大学	新規	社会教育関係団体
しばた 柴田 彩千子	国立大学法人 東京学芸大学	新規	学識経験者
おやまだ 小山田 佳代	公募委員	社会教育委員2期	市 民
きの 佐野 郁蔵	公募委員	社会教育委員2期	市 民
はらだ 原田 隆司	公募委員	新規	市 民

議案第40号資料1

小金井市社会教育委員（第28期）候補者概要

1 定 数 10人

2 任 期 2年（平成27年9月9日～平成29年9月8日）

3 男女別数 男性5人（50%） 女性5人（50%）

4 平均年齢等 平均 60.6歳（男性67.4歳 女性53.8歳）
最高年齢者 80歳（男性） 最少年齢者 36歳（女性）

5 再 任 等 再任者 5人（50%） 新任者 5人（50%）

6 選出要綱 別紙のとおり

議案第40号資料2

小金井市社会教育委員候補者選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市社会教育委員の設置に関する条例（昭和36年条例第14号）第6条の規定に基づき、小金井市社会教育委員候補者（以下「候補者」という。）の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任基準)

第2条 候補者の選出は、次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 小金井市内に設置されている各学校からの推薦者 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する社会教育関係登録団体及びこれに準ずる団体（以下「社会教育関係登録団体等」という。）の代表者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 小金井市内に3か月以上住所を有し、年齢25歳以上の者 3人以内

(推薦依頼方法)

第3条 前条第1号及び第2号の候補者の推薦依頼方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 各学校からの推薦者 小金井市立小中学校長会に対し、1人の候補者の推薦を依頼する。
- (2) 社会教育関係登録団体等の代表者 当該年度の社会教育関係登録団体等に対し、候補者の推薦を依頼する。

(選出方法)

第4条 第2条第2号の候補者については、次に掲げる団体ごとに委員を小金井市社会教育委員候補者選考会議（以下「選考会議」という。）において選考するものとする。ただし、候補者の推薦がなかった団体があった場合においては、推薦があつた他の団体の候補者中から補充選考することができるものとする。

- (1) 小金井市立小中学校PTA連合会 1人以内

(2) 公益財団法人小金井市体育協会 1人以内

(3) 前2号に掲げるもの以外の社会教育関係登録団体等 3人以内

2 第2条第3号の候補者については、選考会議に諮り決定するものとする。

(公募委員)

第5条 第2条第4号に規定する委員は、公募によるものとし、選考方法については、別に定める。

(補欠委員)

第6条 補欠委員は、前任者の残任期間が選出、選考期間を除いて1年以上ある場合に限り置くことができる。ただし、第4条第2項第1号及び第2号に規定する委員の補欠委員を置く場合は、この限りでない。

(選考会議)

第7条 選考会議は、教育長、学校教育部長、生涯学習部長、生涯学習課長、図書館長及び公民館長をもって構成する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年7月3日から施行する。

付 則（平成13年4月1日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成17年4月1日）

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後的小金井市社会教育委員候補者選出要綱の規定は、平成17年9月9日以降に委嘱する社会教育委員の候補者の選出から適用する。

付 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年10月1日）

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後的小金井市社会教育委員候補者選出要綱の規定は平成27

年9月9日以降に委嘱する社会教育委員の候補者の選出から適用する。

議案第41号

小金井市公民館運営審議会委員の委嘱について

小金井市公民館条例第16条に定める小金井市公民館運営審議会委員（第33期）
を別紙のとおり委嘱する。

平成27年8月25日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市公民館運営審議会委員が、平成27年9月8日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別 紙

小金井市公民館運営審議会委員候補者名簿（第33期）

任期 自：平成27年9月9日

至：平成29年9月8日

氏 名	所 属・推 薦 団 体	委 員 歷	摘 要
いましろ 今城 とおる 徹	小金井市立小中学校校長会 (第一小学校校長)	公民館運営審議会 委員1期	各学校の長
みやざわ 宮澤 もと子	小金井市文化連盟	公民館運営審議会 委員2期	教育・学術・ 文化団体
こくぶん 國分 ひろみ	小金井稻門会	新 規	
たちかわ 立川 あきら 明	小金井市商工会	公民館運営審議会 委員2期	産業団体
あめみや 雨宮 やすお 安雄	社会福祉法人 小金井市社会福 祉協議会	新 規	社会事業団 体
さくらい 櫻井 あきえ 章江	小金井市立小中学校 P T A 連合 会	新 規	家庭教育の向 上に資する活 動を行 う者
ささき こうじゅ 佐々木 幸寿	国立大学法人 東京学芸大学	公民館運営審議会 委員3期	学識経験者
はたけやま 畠山 しげのぶ 重信	公募委員	新 規	市 民
すがぬま 菅沼 なみお 七三雄	公募委員	新 規	市 民
かわぐち 川口 つぎこ 亞子	公募委員	新 規	市 民

議案第41号資料1

小金井市公民館運営審議会委員（第33期）概要

- 1 定 数 10人
- 2 任 期 2年（平成27年9月9日から平成29年9月8日まで）
- 3 男女別数 男性 6人（60%） 女性 4人（40%）
- 4 平均年齢等 全体平均 63.6歳（男性 65歳・女性 61.5歳）
最高年齢者 74歳（男性） 最低年齢者 43歳（女性）
- 5 再 任 等 再任者 4人（40%） 新任者 6人（60%）
- 6 選 任 基 準 小金井市公民館運営審議会規則
小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱

議案第41号資料2

小金井市公民館運営審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、小金井市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成)

第2条 小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号。以下「条例」という。）第17条に規定する委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 小金井市内に設置された各学校の長 1人以内
 - (2) 小金井市内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、社会事業等に関する団体又は機関を代表する者 5人以内
 - (3) 学識経験者 1人以内
 - (4) 市民（市内に3か月以上住所を有し、年齢25歳以上の者） 3人以内
- 2 前項第4号の委員は、公募とする。
- 3 前項の公募について必要な事項は、教育長が別に定める。
- 4 委員の任期は、条例第18条に規定する期間とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

(会議の招集)

第3条 審議会は、委員長が招集する。

(審議会の議事)

第4条 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員欠席)

第5条 委員は、疾病その他の事故で会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

(事務の処理)

第6条 審議会の事務は、小金井市公民館庶務係において処理する。

(会議及び報告)

第7条 委員長は、会議録及び必要書類を作成し、教育委員会に報告するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続、その他運営に関する必要な事項は、教育長が別にこれを定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和47年12月28日教委規則第5号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年8月13日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年5月11日教委規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、平成17年9月9日以降に委嘱する委員の構成から適用し、この規則の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成11年9月9日以後の任期についても通算して適用する。

議案第41号資料3

小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市公民館運営審議会規則（昭和43年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、小金井市公民館運営審議会委員候補者（以下「委員候補者」という。）の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦依頼の方法)

第2条 委員候補者の選出のため、次の各号の定めるところにより各団体等に対し、委員候補者の推薦を依頼する。

(1) 各学校の長 小金井市立小中学校長会に対し、1人の推薦を依頼する。

(2) 各種団体の代表

ア 教育、学術、文化の団体は、市内の当該年度の小金井市社会教育関係登録団体に対し、2人の推薦を依頼する。

イ 産業団体は、小金井市商工会に対し、1人の推薦を依頼する。

ウ 社会事業団体は、小金井市社会福祉協議会に対し、1人の推薦を依頼する。

エ 家庭教育の向上に資する活動を行う者は、小金井市立小中学校P.T.A連合会に対し、1人の推薦を依頼する。

(選出の方法)

第3条 規則第2条第1項第3号の学識経験者及び前条各号に基づき推薦があった候補者については、小金井市公民館運営審議会委員候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に諮り選出するものとする。

2 規則第2条第2項の規定により応募があった候補者については、選考会議において選考するものとする。

(補欠委員)

第4条 補欠委員は、前任者の残任期間が選出、選考期間を除いて1年以上ある場合に置くことができる。

(選考会議)

第5条 選考会議は、教育長、学校教育部長、生涯学習部長、生涯学習課長、図書館長及び公民館長をもって構成する。

(候補者名簿の作成)

第6条 第3条の規定に基づき選出された委員候補者については、小金井市公民館運営審議会委員候補者名簿を作成し、教育長が教育委員会に提出する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成3年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年7月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年6月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年8月7日から施行し、この要綱による改正後的小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行し、この要綱による改正後的小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱の規定は、平成17年4月5日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年5月16日から施行し、この要綱による改正後的小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱の規定は、平成17年9月9日以降に委嘱する委員候補者の選出から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

協議第4号

小金井市文化財指定の諮問について

小金井市文化財保護条例第41条の規定により、別紙のとおり文化財保護審議会に
諮問する。

平成27年8月25日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市文化財保護条例第41条の規定により、小金井市の文化財として指定したいので、本案を協議するものであります。

協議第4号資料1

1 名 称 宝永五年六十六部廻国供養塔

2 種 別 有形民俗文化財

3 指定基準

小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱（平成18年4月5日制定）

第4条第1号

4 員 数 石造物1基

5 所在の場所

現保管場所：小金井市前原町1（民有地）

移設場所：小金井市中町4-12（はけの森緑地2）

6 所有者の氏名又は名称及び住所

氏名 小金井市教育委員会

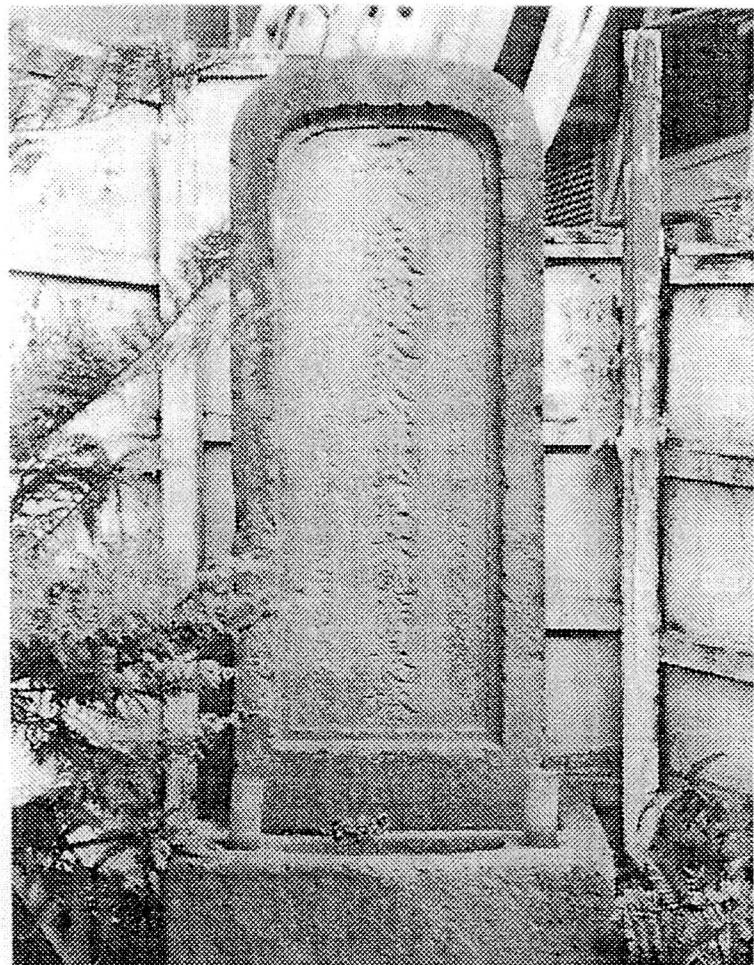
住所 小金井市前原町3-41-15

7 概 要

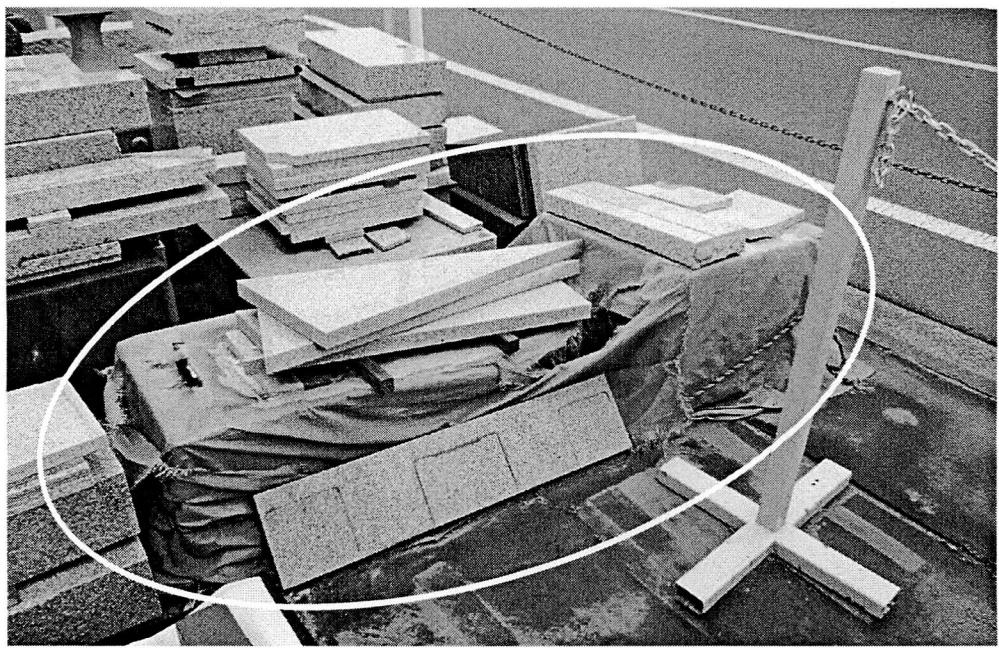
この六十六部廻国供養塔は、宝永5年（1708）8月中旬、小金井村で行き倒れた紀州海土（部）郡中村（現和歌山県海南市）出身の森弥次兵衛尉植清という巡礼者（六十六部）を供養するため、小金井村の人々が結集、府中の本覚山妙光院住職真證上人が導師となり、供養のための法要を営み、造立されたものである。

廻国供養塔は、都内では、18世紀初頭（江戸時代中期）に出現し、19世紀後半（明治時代初年）まで造られ、180基ほど確認されている。本供養塔は、6番目に古く、出現期に属する。また、巡礼者の氏名や出身地、供養に参加した村人の氏名が刻まれており、近世における廻国巡礼信仰と地域住民との関わりを示す重要な資料である。

協議第4号資料2



宝永五年六十六部廻國供養塔（平成18年以前）



同上（現況：シート養生）

国立大学法人東京学芸大学と小金井市との連携協力に関する協定書

国立大学法人東京学芸大学（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、多様な分野で協力していくため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携の下、教育に関する調査・研究、本協定の協力校（以下「連携協力校」という）との協働、教育プログラムの開発と実施及び人材の活用と育成において相互に協力し、児童・生徒等への支援に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 教育調査及び教育研究に関すること。
- (2) 連携協力校との協働に関すること。
- (3) 教育プログラムの開発と実施に関すること。
- (4) 学習等を支援する人材の活用と育成に関すること。
- (5) その他甲と乙が必要と認める連携に関すること。

（連携調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるため、甲と乙双方に窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行うものとする。

（経費）

第4条 本協定に係る経費については、甲と乙とが協議のうえ、それぞれ負担するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲と乙のいずれからも本協定の解除の申出がなかった場合は、更に 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議のうえ、別に定めるものとする。

甲と乙は、本協定の締結を証するため、協定書を 2 通作成し、各 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 7 月 24 日

印

東京都小金井市貫井北町四丁目 1 番 1 号
国立大学法人東京学芸大学 学長

出口 利定

乙

東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市 市長

猪俣秀彦

スポーツに関する意識調査（スポーツ実施率等調査）

日頃から小金井市スポーツ施設（上水公園運動施設、総合体育館、テニスコート場、栗山公園健康運動センター）を始め、スポーツ振興事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、東京では平成25年度にスポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会）が行われ、小金井市では弓道競技、バスケットボール競技を実施しました。さらに、2020年にオリンピック・パラリンピックの開催が決定し、益々スポーツに対する関心、熱が高まっています。

そのような状況の中、市民のみなさんが日常生活でどの程度、運動やスポーツに取り組まれているのかを把握し、今後のスポーツ振興事業に反映するため、市内にお住まいの18歳以上の方2,000人を対象にスポーツ実施率等調査を実施します。

ご記入いただいた内容については、個人の情報が公表されることはありません。お忙しいところお手数をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成27年9月

ご記入にあたってのお願い

回答方法については、次のとおり回答してください。

(1) 本調査宛先のご本人が回答してください。

また、ご本人が回答できない場合は、ご本人の意見を聞き取りなどしてご家族の方が回答してください。

(2) 質問毎に指定する回答方法により回答してください。

(3) 理由やご意見を記入する欄や「その他」の欄には、具体的にご記入ください。

(4) 回答は、回答用紙に黒色又は青色のボールペンなどでご記入ください。

ご記入いただいた回答用紙は、同封の返信用封筒に入れて、9月18日（金）までにご投函ください（切手を貼る必要はありません。）調査の内容などについて、分からぬことがありますとございましたら、下記までご連絡ください。

なお、本事業は、委託事業となっておりますので、返信先は受託業者が指定した私書箱宛となることをご承知置きください。

【お問い合わせ先】小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課

電話 042-386-2462

メールアドレス k020299@koganei-shi.jp

＜あなたのスポーツ実施状況についてお伺いします。＞

問1. あなたは今年のチャレンジデー（5月最終水曜日・今年は27日に小金井市内で15分以上スポーツをした方の参加率を他の自治体と競うイベント）に参加しましたか（○は1つ）

1. 参加した 2. 参加しなかった

問2 チャレンジデーの実施によりスポーツ習慣に変化はありましたか。（○は1つ）

1. チャレンジデーをきっかけにスポーツをする機会がやや増えた
2. チャレンジデーをきっかけに定期的にスポーツに取り組むようになった
3. チャレンジデーには、参加したがそれ以降スポーツに取り組んでいない
4. チャレンジデー以前からスポーツ習慣があり、現在も継続している
5. チャレンジデーには、参加しておらずスポーツ習慣もない

問3. この中にあなたがこの1年間に行ったスポーツがあれば、あてはまるものをいくつでも選んで、数字に○をつけてください。学校の体育の授業として行ったものや、職業として行ったものは除きます。（○はいくつでも）

1. 体操（ラジオ体操、職場体操、エアロビクス、縄跳び、ヨガを含む）
2. ウォーキング（散歩などを含む）
3. ダンス（フォークダンス、ジャズダンス、社交ダンス、民謡を含む）
4. ボウリング
5. ゲートボール、グラウンドゴルフ
6. ランニング、ジョギング、
7. 水泳
8. 室内運動器具を使ってする運動
9. キャッチボール、ドッジボール
10. スキー、スノーボード、スケート
11. 登山、キャンプ、オートキャンプ、ハイキング、オリエンテーリング
12. ボート、ヨット、スキーバダイビング、カヌー、サーフィン、ほか水上スポーツ
13. ゴルフ
14. グライダー、スカイダイビング、ハンググライダー、パラグライダー
15. サイクリング、モーター（サイクル）スポーツ
16. 陸上競技
17. 柔道、剣道、空手、合気道、居合道、太極拳
18. 相撲、ボクシング、レスリング
19. 弓道、
20. アーチェリー
21. 野球、ソフトボール
22. サッカー、フットサル、ラグビー
23. バレーボール、バスケットボール
24. テニス、ソフトテニス、バドミントン、卓球
25. ニュースポーツ（ボッチャ、キンボール、フライングディスク、ほか）
26. その他
27. スポーツは行わなかった。

【問4～問8は、問3でこの1年間にスポーツを行ったとお答えの方にお伺いします。】

問4. 問3で答えたスポーツを行った日数を全部合わせると、1年間に何日くらいになりますか（年間総スポーツ日数）。最もあてはまるもの1つを選んで、数字に○をつけてください。（○は1つ）

1. 年に1～3日
 2. 3か月に1～2日（年4日～11日）
 3. 月に1～3日（年12日～50日）
 4. 週に1～2日（年51日～150日）
 5. 週に3日以上（年151日以上）
-

問5. 問3で答えたスポーツを行った1回あたりの時間はどれくらいですか。最もあてはまるもの1つを選んで、数字に○をつけてください。（○は1つ）

1. 15分～30分
 2. 31分～60分
 3. 1時間～2時間
4. 2時間以上
5. 15分未満
-

問6. 問3で答えたスポーツを行う時間帯はどれに当てはまりますか。最もあてはまるもの1つを選んで、数字に○をつけてください。（○は1つ）

1. 午前4時～午前8時
 2. 午前8時～正午
 3. 正午～午後6時
4. 午後6時～午後10時
5. 午後10時～午前4時
-

問7. あなたはスポーツをする際に、誰（ペットを含む）と一緒にスポーツをしますか。あてはまるものをいくつでも選んで、数字に○をつけてください。（○はいくつでも）

1. 1人で
 2. 友人
 3. 家族
 4. 職場の同僚
 5. ペット
6. その他（具体的に： ）
-

問8. あなたはどのような場所でスポーツをしていますか。あてはまるものをいくつでも選んで、数字に○をつけてください。（○はいくつでも）

1. 公共のスポーツ施設（市内）
 2. 公共のスポーツ施設（市外）
 3. 民間のスポーツ施設
4. 学校のスポーツ施設
5. 職場のスポーツ施設
6. 自宅（庭、室内など）
7. 公共のスペース（公園、道路、山など）
8. その他（具体的に： ）
-

【問8で「1.公共のスポーツ施設（市内）」に○を付けた方にご質問です。】

問9. あなたはどちらの施設でスポーツをしていますか。あてはまるものをいくつでも選んで、数字に○をつけてください。（○はいくつでも）

1. 上水公園運動施設（桜町） 2. 総合体育館（関野町）
3. 小金井市テニスコート場（小平市上水南町） 4. 栗山公園健康運動センター（中町）
-

【問9で「1. 上水公園運動施設（桜町）」に○を付けた方にご質問です。】

問10. 上水公園運動施設の利用頻度はどれくらいですか。最もあてはまるもの1つを選んで、数字に○をつけてください。（○は1つ）

1. 週1回 2. 月2回 3. 月1回 4. 3か月に1回 5. 半年に1回

問11. 上水公園運動施設は現在無料で利用できる施設となっています。他市では、施設の維持管理の一部費用負担を利用者にお願いするという考え方から有料のところもあります。今後本市で有料化することとなった場合について、どのようにお考えですか。最もあてはまるもの1つを選んで、数字に○をつけてください。（○は1つ）
参考：平成26年度維持管理に要した費用は、2,116万円（テニスコート・野球設備工事986万円を含む）でした。

1. 今ままがよい（理由： ）
2. 維持管理に要する費用の一部負担など、低い水準で利用料を設定すべきである
3. 利用が一部の人に限られているので、施設にかかる費用すべてを利用料でまかなうべきである
4. 施設をよりよくするため、高い水準で利用料を設定すべきである

問12. もし有料化になった場合の利用料の水準は、どの程度が適正だと思いますか。
最もあてはまるもの1つを選んで、数字に○をつけてください。（○は1つ）

1. 2時間で500円～1,000円 2. 2時間で1,001円～1,500円
3. 2時間で1,501円～2,000円 4. 2時間で2,001円～3,000円
5. 2時間で3,000円以上

【問9で「2. 総合体育館（関野町）」に○を付けた方にご質問です。】

問13. 現在、総合体育館（関野町）は有料施設（個人利用大人2時間400円・子ども100円）ですが、利用料の水準についてどうお考えですか。最もあてはまるもの1つを選んで数字に○をつけてください。（○は1つ）
参考：平成26年度維持管理に要した経費は、1億1,994万円でした。

- 1.非常に安い 2.少し安い 3.適正 4.少し高い 5.非常に高い
-

【問9で「3. 小金井市テニスコート場（小平市上水南町）」に○を付けた方にご質問です。】

問14. 現在、小金井市テニスコート場（小平市上水南町）は有料施設（2時間1面1, 600円）ですが、利用料の水準についてどうお考えですか。最もあてはまるもの1つを選んで、数字に○をつけてください。
(○は1つ)

参考：平成26年度維持管理に要した経費は、1, 952万円（土地借上料1, 026万円を含む）でした。

- 1.非常に安い 2.少し安い 3.適正 4.少し高い 5.非常に高い

【問9で「4. 栗山公園健康運動センター（中町）」に○を付けた方にご質問です。】

問15. 現在、4. 栗山公園健康運動センター（中町）は有料施設（個人利用大人2時間400円・子ども100円）ですが、利用料の水準についてどうお考えですか。最もあてはまるもの1つを選んで、数字に○をつけてください。
(○は1つ)

参考：平成26年度維持管理に要した経費は、8, 689万円（設備更新工事745万円を含む）でした。

- 1.非常に安い 2.少し安い 3.適正 4.少し高い 5.非常に高い
-
-
-

【全員の方にお伺いします。】

問16. あなたは現在、スポーツクラブ（部活動、同好会、サークルなど）に加入していますか。最もあてはまるもの1つを選んで、数字に○をつけてください。
(○は1つ)

1. 加入している 2. 過去に加入していたが、現在は加入していない
3. これまでに加入したことはない

【問16で「1. 加入している」とお答えの方にお伺いします。】

問17. そのスポーツクラブは、どのような人たちの集まりですか。あてはまるものをいくつでも選んで、数字に○をつけてください。
(○はいくつでも)

1. 学校のスポーツクラブ・部活動
2. 地域住民が中心となったスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブを含む）
3. 学校のOB・OGなどが中心となったクラブ・同好会
4. 職場の仲間を中心としたクラブ・同好会
5. 民間の会員制スポーツクラブやフィットネスクラブ
6. その他（具体的)
-

<スポーツについてのあなたの考え方をお伺いします。>

問18. あなたにとって、スポーツをすることの主な利点は、何ですか。

- 1) ストレスを解消し、リラックスできる。 (はい・いいえ)
 - 2) 楽しくエンジョイできる。 (はい・いいえ)
 - 3) 交友関係が深まる。 (はい・いいえ)
 - 4) 外見がよくなる。 (はい・いいえ)
 - 5) 健康になる。 (はい・いいえ)
 - 6) 友達と一緒にできる。 (はい・いいえ)
 - 7) 全身の持久力があります。 (はい・いいえ)
 - 8) 可能性への挑戦になる。 (はい・いいえ)
 - 9) 自分の能力を他人にみとめてもらえる。 (はい・いいえ)
-

問19. スポーツをしないときの主な理由はなんですか

- 1) 十分な時間がない。 (はい・いいえ)
 - 2) 無精である。 (はい・いいえ)
 - 3) スポーツによって疲れてしまいます。 (はい・いいえ)
 - 4) スポーツはつまらない。 (はい・いいえ)
 - 5) 天気が悪い。 (はい・いいえ)
 - 6) 施設がない。 (はい・いいえ)
 - 7) 家族がすすめない。 (はい・いいえ)
 - 8) 仕事が多すぎる。 (はい・いいえ)
 - 9) 一緒にスポーツする人がいない。 (はい・いいえ)
 - 10) 家事や子育てが忙しい。 (はい・いいえ)
-

<スポーツをするための環境についてお伺いします。>

【フルタイム、アルバイト・パートタイム（学生は除く）で働かれている方のみ、お答えください。】

問20. あなたの職場でのスポーツをするための環境についてお伺いします。以下の1～7の項目に示すような環境が、あなたの職場にありますか。あてはまるものをいくつでも選んで、数字に○をつけてください。

（○はいくつでも）

- 1. スポーツクラブ・同好会
 - 2. スポーツプログラム（職場体操など）
 - 3. 屋外スポーツ施設
 - 4. スポーツイベントの開催（ゴルフコンペ、ボーリング大会など）
 - 5. シャワー施設
 - 6. スポーツ施設やクラブ等の利用補助（割引、優待など）
 - 7. 屋内スポーツ施設
 - 8. あてはまるものはない
-

【全員の方にお伺いします。】

問21. あなたはスポーツをするためにどの施設を利用していますか。あてはまるものをいくつでも選んで、数字に○をつけてください。（○はいくつでも）

1. 体育館
2. 屋内プール
3. 屋外プール
4. 陸上競技場
5. グラウンド
6. 野球/ソフトボール場
7. 武道場
8. スタジオ（ダンス、ヨガなど）
9. トレーニングルーム
10. テニスコート
11. ゴルフ場（練習場）
12. ゴルフ場（コース）
13. 公園
14. 寺・神社
15. コミュニティセンター
16. アイススケート場
17. 卓球場
18. フットサルコート
19. スポーツジム
20. バッティングセンター
21. 広場・空き地
22. キャンプ場
23. ダーツバー
24. ビリヤード場
25. 釣り堀
26. ボウリング場
27. 歩道
28. 河川敷
29. 川、池
30. サイクリングコース
31. あてはまるものはない

<スポーツをする際の情報収集についてお伺いします。>

問22. あなたはスポーツをするための情報を集める時に、何を参考にしていますか。参考にすることが多いものを3つまで選んでください。（○は3つまで）

1. テレビ
2. ラジオ
3. 新聞
4. 雑誌
5. 本
6. 政府・自治体の広報誌
7. ポスター
8. ダイレクトメール、折り込みチラシ
9. 家族
10. 友人
11. 指導者・トレーナー
12. フリーぺーパー
13. インターネット（パソコン経由）
14. インターネット（携帯電話・スマートフォン経由）
15. ソーシャルネットワーキングサービス（Twitter、mixi、Facebookなど）
16. ブログ
17. ホームページ（スポーツクラブ、スポーツ施設、自治体など）
18. メールマガジン、メーリングリスト
19. インターネット掲示板
20. その他（具体的に
）
21. 参考にするものはない

<スポーツにかかわるボランティア活動についてお伺いします。>

ここでいうボランティア活動とは、報酬を目的としないで、自分の労力・技術・時間を提供して地域社会や個人・団体のスポーツ推進のために行う活動のことを意味します。ただし、活動に必要な交通費等の実費程度の金額の受け取りは報酬に含めません。

問23. あなたは、過去1年間に何らかのスポーツにかかわるボランティア活動を行ったことがありますか。
(○は1つ)

1. ある 2. ない ⇒ 問25にお進みください

【問23 で「1. ある」とお答えの方にお伺いします。】

問24. それはどのようなボランティア活動ですか。 (○はいくつでも)

1. 日常的なスポーツの指導 2. 日常的なスポーツの審判
3. 日常的な団体・クラブの運営や世話 4. 日常的なスポーツ施設の管理の手伝い
5. 地域のスポーツイベントでの審判 6. 地域のスポーツイベントの運営や世話
7. 全国・国際的なスポーツイベントでの審判 8. 全国・国際的なスポーツイベントの運営や世話
9. スポーツ情報誌やホームページ作成の手伝い 10. その他 (具体的に :)

【全員の方にお伺いします。】

問25. 現在のスポーツへの関わり方についての意識をお伺いします。以下のA～Hの各項目について最もあてはまるもの1つを選んで、数字に○をつけてください。 (○はそれぞれ1つずつ)

	とても そう思う	そう思う	あまりそ う思わない	全くそ う思わない
A.スポーツをしたい（続けたい）	1	2	3	4
B.スポーツ観戦（直接、またはテレビで）をしたい	1	2	3	4
C.やろうと思えばいつでもスポーツができる	1	2	3	4
D.スポーツと一緒にする仲間がいる	1	2	3	4
E.スポーツを指導したい	1	2	3	4
F.スポーツニュースに関心がある	1	2	3	4
G.自分の子どもにスポーツをさせたい	1	2	3	4
H.スポーツに関わるボランティアをしたい	1	2	3	4

問26. あなたは、以下のA～Qのような取り組みや企画に、あなた自身どの程度参加（利用）したいと思いますか。各項目について最もあてはまるもの1つを選んで、数字に○をつけてください。

	ぜひ参加 (利用) したいと思う	参加(利用) したいと思う	参加(利用) したいと思わない	全く参加(利 用)したいと 思わない
A. 公共スポーツ施設で、少しずつ集まつた人同士、その場でチームを組むなど、気軽にスポーツ（フットサル等）を楽しめる。	1	2	3	4
B. 旅先でのランニングやウォーキングなど、その土地の景色や史跡、食文化等を楽しみながらスポーツや運動をする。	1	2	3	4
C. 高校・大学でのスポーツの部活動やサークル活動で、卒業してOB・OGになっても、その仲間とスポーツできる機会がある。	1	2	3	4
D. 夜の遅い時間や早朝などでも、防犯灯などが完備した道があり、安心してウォーキングやランニングができる。	1	2	3	4
E. ペットと一緒に遊んだり走ったりするなど、ペットがのびのび運動できる広場や空間で、自分も体を動かすことを楽しむ。	1	2	3	4
F. 学校を卒業して社会人になっても、同じスポーツの競技大会に参加でき、全国大会レベルをめざすこともできる。	1	2	3	4
G. だれもが楽しめるスポーツを通して自然な出会いの場があり、スポーツの後、みんなで食事に行くなど男女で交流が図れる。	1	2	3	4
H. やりたかったスポーツの基本が学べるスポーツ塾（教室）で、大人になってから始めたスポーツで試合ができ、目標もクリアできる。	1	2	3	4
I. 職場ではスポーツが奨励され、休憩時間にトレーニングマシーンや健康機器が使え、職場単位のユニークなスポーツ大会がある。	1	2	3	4

<最後にあなた自身のことをお伺いします。>

問27. あなたの性別は 1. 男 2. 女

問28. あなたの年齢は
1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代
6. 60代 7. 70歳以上

問29. あなたはどちらの地域に住んでいますか
1. 東町 2. 梶野町 3. 関野町 4. 緑町 5. 中町 6. 前原町
7. 本町 8. 桜町 9. 貴井北町 10. 貴井南町

問30. あなたと一緒に住んでいる方はいらっしゃいますか
1. ひとり暮らし 2. 1名 3. 2名 4. 3名以上

問31. あなたの主な職業はどれに当たりますか
1. 自営業 2. 家族従業者（自分の家族が経営する事業を手伝う。） 3. 勤め人
4. その他（専業主婦、パート、アルバイト、学生、無職、その他）

教育委員会の今後の日程

平成27年8月25日

会議名	日時	場所	出席者
東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会 第1回理事研修会	8月27日(木) 午後2時00分	東京自治会館 大会議室	鮎川委員長
東京都市町村教育委員会連合会 管外研修会	10月9日(金)	未定	全委員
平成27年 第10回教育委員会定例会	10月13日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成27年 第11回教育委員会定例会	12月1日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成27年 第12回教育委員会定例会	12月15日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員